

2023年度行政書士試験

本試験前に確認！

重要知識

セレクト集



TAC

基礎法学

・法の解釈

・裁判制度

【論理解釈】

解釈手法	意義 (具体例「車馬通行止」の解釈)
拡張解釈	条文の文言、用語を普通の意味より拡張する解釈。 (ロバ、ラバはウマ科に分類される→ロバ、ラバは通行不可)
縮小解釈	条文の文言、用語を普通の意味より狭くする解釈。 (馬は大きいから通行不可→子馬は小さいから含まない→子馬は通行可)
反対解釈	ある事項に関して規定不存在の場合、類似の趣旨等の規定の適用を否定する解釈。 (車と馬が通行不可→牛は車でも馬でもない→牛は通行可)
類推解釈	ある事項に関し規定不存在の場合、類似の趣旨等の規定を適用する解釈。 (車や馬は大きいから通行不可→牛も大きい→牛も通行不可)
勿論解釈	文句なく類推解釈をなしうることがはっきりしているときに採られる解釈。 (大きいから通行止→象は凄く大きい→象は当然通行止)

憲法**（総論）**

・憲法の基本原理

（人権）

・私人間効力 ・幸福追求権 ・平等権 ・信教の自由 ・財産権 ・社会権

（統治）

・国会（議員の特権・国会と議院の権能） ・財政 ・憲法改正

【平等権に関する違憲判決】

尊属殺重罰規定	刑法200条・尊属殺規定の合憲性	尊属殺を普通殺より重く処罰すること自体は不合理ではない。処罰が死刑・無期懲役しかないことが著しく不合理な差別的取扱いをするものとして違憲。
生後認知児童 国籍確認	生後認知児童の国籍取得の要件を定めた国籍法3条1項の合憲性	具体的な区別と立法目的の間に合理的関連性が認められず、合理的な理由のない差別として違憲。
非嫡出子相続分	非嫡出子の相続分を嫡出子の2分の1とする民法900条4号ただし書の合憲性。	法定相続分を区別する合理的な根拠は失われており違憲。
女子再婚禁止期間	女性の6か月の再婚禁止期間を定める民法733条の合憲性	100日の再婚禁止期間は合憲。100日を超える再婚禁止期間を設ける部分は違憲。
議員定数不均衡	1票の格差のある公職選挙法の合憲性	1票の格差の程度＋合理的期間の経過この二つがあって違憲となる。

行政法		
（行政法の一般的な法理論）		
・ 行政行為（特に効力・ 取消しと撤回・ 附款）	・ 行政立法	・ 行政強制
（行政手続法）		
・ 申請に対する処分	・ 不利益処分（特に聴聞）	
（行政不服審査法）		
・ 審査請求の要件	・ 執行停止	・ 審査請求の終了
（行政事件訴訟法）		
・ 訴訟類型	・ 処分性（記述）	・ 取消訴訟の判決
・ 執行停止	・ 差止め（含・ 仮の差止め）	・ 当事者訴訟
（国家賠償法）		
・ 1 条	・ 2 条	
（地方自治法）		
・ 地方公共団体の種類	・ 財務	・ 住民とその権利

【許可・特許・認可】

許可	既に課されている一般的禁止（不作為義務）を特定の場合に解除する行為	自動車運転免許、医師免許 風俗営業の許可、集団示威行進の許可
特許	特定人に新たな権利を設定し、法律上の力・地位を付与する行為	鉱業権設定の許可、道路・河川の占用許可 公有水面埋立の免許 土地収用に係わる事業認定 公務員の任命、電気事業の許可
認可	法律行為を補充して、その法律上の効果を完成させる行為	農地の権利移転の許可、公共料金値上げの認可 一般ガス事業者に対する供給約款の認可 銀行同士の合併の認可 土地改良区の設立の認可、河川占用権の譲渡

【行政上の強制措置】

意義・根拠	あらかじめ課されている行政上の義務が履行されない場合に、行政権の主体が、実力をもって、将来に向かいその義務を履行させ、またその履行があったのと同じ状態を実現させること ※法律の根拠が必要	
代執行	内容	代替的作為義務の履行がない場合、行政庁自らが義務者のなすべき履行を行い、又は他人にこれを行わせ、その費用を義務者から徴収すること
	根拠法	一般法として行政代執行法が存在する
執行罰	内容	非代替的作為義務や不作為義務につき、期限内に履行しないときは過料を科す旨を予告して心理的強制を加えて義務者の履行を促し、なお履行しない場合は過料を強制的に徴収すること ※行政罰とは異なり、履行するまで繰り返し科すこと可能
	根拠法	現在、砂防法36条のみが規定する
直接強制	内容	義務者が義務を履行しない場合、義務者の身体・財産に直接実力を加え、義務の履行があったのと同様の状態を実現すること
	根拠法	一般法は存在しない（成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法、出入国管理及び難民認定法等に個別に規定あり）
強制徴収	内容	義務者が行政上の金銭給付義務を履行しない場合に、行政庁が強制手段によって、その義務が履行されたのと同じ状態を実現する
	根拠法	国税徴収法を基本として、これを準用する個別法

【即時強制】

意義	義務の不履行を前提とせず、身体や財産に直接実力を加える作用 ※義務の不履行を前提としない点で、行政上の強制執行（義務履行確保の手段）と異なる
根拠	法律の根拠が必要 ※条例で創設することも可能
具体例	感染症予防法に基づく強制入院、破壊消防、警察官職務執行法に基づく泥酔者の保護、道路交通法に基づく違法駐車の上自動車のレッカー移動、外国人の退去強制
令状主義	令状主義（憲法35条）の適用される余地あり（最大判昭47.11.22）
救済	①人の収容・物の留置等継続的性質を有する権力的事実行為の場合 →不服申立てや取消訴訟も可能 ②即時に完成する場合 違法な場合→国家賠償請求 適法な場合→損失補償請求

【行政上の強制執行と行政罰の相違】

	行政罰	行政上の強制執行
意義	過去の義務違反に対する制裁 ※ただし、その威嚇的效果により間接的に義務履行の確保を図る手段となりうる	将来に向けて義務の履行を確保する
法律の根拠	必要	必要
義務が履行された場合	義務履行後でも科すことができる	義務履行後には課することができない （執行罰は義務履行後は不可）
併科	- 行政刑罰については併科禁止（憲法 39 条「二重処罰の禁止」が適用） - 義務の履行があった場合または行政上の強制執行をした後においても、行政罰を科すことはできる	

【申請に対する処分】 <申請拒否処分における理由の提示>

許認可等を拒否する処分	①不適法として拒否した場合、②適法であるが申請期間が過ぎていた場合、③一部拒否した場合、いずれも理由を示す必要がある	
理由の提示	原則	示さなければならない（法的義務） 書面で処分→書面で示さなければならない
	例外	法令に定められた許認可等の要件または公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載または添付書類その他の申請の内容から明らかであるとき →申請者の求めがあったときに理由を示せば足りる
理由の提示の程度	いかなる事実についていかなる法規を適用して拒否処分に至ったのか、理由の記載自体から知りうる程度のものでなければならない （根拠法条を示すだけでは足りない）	

【不利益処分】 <聴聞手続と弁明の機会の付与の異同>

		聴聞	弁明の機会の付与
共通	不利益処分の基準の設定・公表	○	○
	理由の提示	○	○
	代理人の選任	○	○
	公示送達の方法による通知	○	○
	証拠書類の提出	○	○
	審査請求の可否	○	○
相違点	審理方式	原則：口頭審理 原則：非公開	原則：書面審理 例外：行政庁が相当と認めたときは口頭
	文書等閲覧請求権	○	×
	利害関係人の参加（参加人）	○	×
	教示の有無	○	×
	調書の作成	○	×

【処分性を肯定した判例】

	問題となった行為
一般的抽象的 行為	①特定行政庁の建基法42条2項道路の一括指定行為 ②地方公共団体設置の保育所の廃止を求める条例制定行為
行政計画	①土地区画整理組合の設立の認可 ②市町村営の土地改良事業についての事業施行認可 ③第二種市街地再開発事業計画の決定 ④土地区画整理法に基づく土地区画整理事業計画の決定・公告
私法上の行為	弁済供託における供託金取戻請求に対する供託官の却下
行政指導	医療法の規定に基づく都道府県知事が行う病院開設中止勧告
事実行為	①登記官が不動産登記簿の表題部に所有者を記載する行為 ②税関長の輸入禁制品である旨の通知 ③食品衛生法に基づき食品等の輸入届出をした者に対して検疫所長が行う当該食品が同法に違反する旨の通知
申請に対する応答	労働基準監督署長による労災就学援護費の支給に関する決定

【処分性を否定した判例】

	問題となった行為
内部行為	①建築許可に対する消防長の知事に対する同意 ②通達 ③全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画の認可
公共施設設置	東京都によるごみ焼却場の設置行為
一般的抽象的行為	①水道料金の変更を内容とする給水条例の一部改正 ②公立小学校を廃止する条例
行政計画	都市計画法に基づく用途地域の指定
私法上の行為	①農地法に基づく農地の売払い ②国有財産法の普通財産の払下げ
事実行為	①交通反則金の納付の通告 ②海難審判庁による原因解明裁決 ③都市計画法における公共施設管理者の不同意 ④市町村長が住民票に世帯主との続柄を記載する行為

【行政事件訴訟法と行政不服審査法における執行停止の主な異同】

	行政不服審査法	行政事件訴訟法
原則	執行不停止の原則	
職権による ことの可否	・審査庁が上級行政庁の場合または処分庁の場合→職権でも可 ・審査庁が上級行政庁または処分庁いずれでもない場合→職権不可（申立てが必要）／処分庁の意見聴取も必要	裁判所の職権では執行停止できない →当事者の申立てが必要
執行停止の 積極要件	当該処分等により生ずる 重大な損害を避けるため緊急の必要 があると認めるとき	当該処分等により生ずる 重大な損害を避けるため緊急の必要 があること
執行停止の 消極要件	① 公共の福祉に重大な影響 を及ぼすおそれがあるとき ②処分の執行または手続の続行ができなくなるおそれがあるとき ③ 本案について理由がないとみえるとき	① 公共の福祉に重大な影響 を及ぼすおそれがあるとき ② 本案について理由がないとみえるとき
決定	審査請求人の申立てあり ＋積極要件該当 ＋消極要件に該当しないとき →執行停止をしなければならない	裁判所は執行停止を決定 できる
内閣総理 大臣の異議	なし	あり
その他	処分の効力の停止は、その他により目的を達することができるときは不可	

【差止訴訟】

訴訟要件	①一定の処分または裁決がなされることにより重大な損害を生ずるおそれがあること（積極要件） ※その損害を避けるために他に適当な方法があるときには提起できない（消極要件） ②行政庁が一定の処分または裁決をしてはならない旨を命ずることを求めるにつき法律上の利益を有する者（9条2項は準用あり）
本案勝訴要件	行政庁がその処分・裁決をすべきでないことがその処分・裁決の根拠となる法令の規定から明らかであると認められること ／行政庁がその処分・裁決をすることがその裁量権の範囲を超え・その濫用と認められること
判決の効力	拘束力あり 第三者効なし

【行政事件訴訟法における仮の権利保護手続の主な異同】

	仮の義務付け	仮の差止め	執行停止
手続要件	義務付けの訴えの提起 →申立てが必要 （裁判所の職権不可）	差止めの訴えの提起 →申立てが必要 （裁判所の職権不可）	取消訴訟・無効確認等の訴えの提起 →申立てが必要 （裁判所の職権不可）
実体要件 積極要件	・償うことのできない損害を避けるため緊急の必要があること ・本案について理由があるとみえるとき		当該処分等により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があること
実体要件 消極要件	公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき		・公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき ・本案について理由がないとみえるとき
その他	・事情変更による決定の取消しあり ・内閣総理大臣の異議制度あり		

【国賠法2条】

要件	公の営造物	・国または公共団体により直接公の目的に供されている有体物 ※不動産、動産を含むし、自然公物・人工公物かを問わない （＝道路、河川、空港、警察の公用車、拳銃など） ・国または公共団体が所有権や管理権を有しているかどうかも問わない→私人が所有している物でも、国が法律上または事実上の管理権を有しているものも含む
	設置・管理の瑕疵	営造物が通常有すべき安全性を欠いていること ※国や公共団体の過失の有無を問わない（無過失責任） ※物的欠陥だけでなく機能的瑕疵（供用関連瑕疵）を含む
	損害	利用者に対する損害だけでなく、利用者以外の第三者（空港の周辺住民等）に対する損害も賠償の対象となる ※通常の用法に即しない被害者側の行動の結果生じた損害については賠償の対象とならない
効果	賠償責任者	法律上・事実上設置管理する国または公共団体 ※設置・管理者と費用負担者とが異なるときは両者に責任が生じる
	求償	他に損害の原因について責めに任すべき者がある場合、国または公共団体は、その者に求償できる

【道路・河川管理】

道 路 管 理	①高知落石事件 営造物の設置・管理の瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、国・公共団体の過失を必要としない／道路管理において、予算措置に困却するであろうことが推察できるときでも賠償責任を免れうるものではない	
	②87時間事件 故障車が87時間放置されていたことについて道路の安全性を著しく欠如する状態であったにもかかわらず、道路の安全性を保持するために必要とされる措置をまったく講じていなかったことは明らかであるから道路管理に瑕疵あり	
	③赤色灯事件 県道で工事箇所を表示する赤色灯標柱が他車により倒され、その直後に工事箇所を通過して事故が起きたことについて、夜間、しかも事故発生の直前に先行した他車によって惹起されたものであり、時間的に道路管理者において遅滞なくこれを原状に復し道路を安全良好な状態に保つことは不可能であったとして道路管理に瑕疵なし	
河 川 管 理	未改修河川	過渡的安全性で足りる
	改修済み河川	改修・整備がされた段階において想定された洪水から、当時の防災技術の水準に照らして通常予測し、かつ、回避し得る水害を未然に防止するに足りる安全性を備えるべき

【住民監査請求】

請求権者	住民（1人でも可能） ※納税や選挙権の有無、国籍に関係なく請求可能（外国人・法人も可能）	
対象	・違法または不当な「公金の支出」、「財産の取得・管理・処分」、「契約の締結・履行」、「債務の他の義務の負担」（これらの行為が相当な確実さをもって予測される場合も含む） ・違法または不当な「公金の賦課徴収を怠る事実」、「財産管理を怠る事実」	
請求期間	正当な理由がない限り、当該行為のあった日または終わった日から1年を経過したときはすることができない ※怠る事実については期間制限なし	
効果	理由ないと認めるとき	理由を付し、書面により請求人に通知し公表
	理由あると認めるとき	・当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関または職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告 ・当該内容を請求人に通知かつ公表

【住民訴訟のポイント】

意義	「違法な」財務会計上の行為について、住民監査請求をした者が裁判所に 出訴 ※不当なものは対象とならない / ※住民監査請求前置主義
類型	①差止めの請求 ②取消しまたは無効確認の請求 ③怠る事実の違法確認の請求 ④職員等に対する損害賠償請求・不当利得返還請求をすることを執行機関等に対して求める請求
期間	各訴訟類型により起算日は異なるが、出訴期間は30日

民法

（総則）

・制限行為能力者 ・意思表示（特に錯誤・記述でも） ・時効（特に消滅時効）

（物権総論）

・不動産物権変動（177条） ・即時取得（192条）

（担保物権）

・留置権 ・抵当権（特に抵当権に基づく妨害排除）

（債権総論）

・弁済 ・連帯債務 ・保証・連帯保証

（債権各論）

・解除一般（要件） ・売買（特に契約内容不適合責任の要件・効果）
・賃貸借（特に費用・敷金） ・請負（注文者・請負人の権利義務）

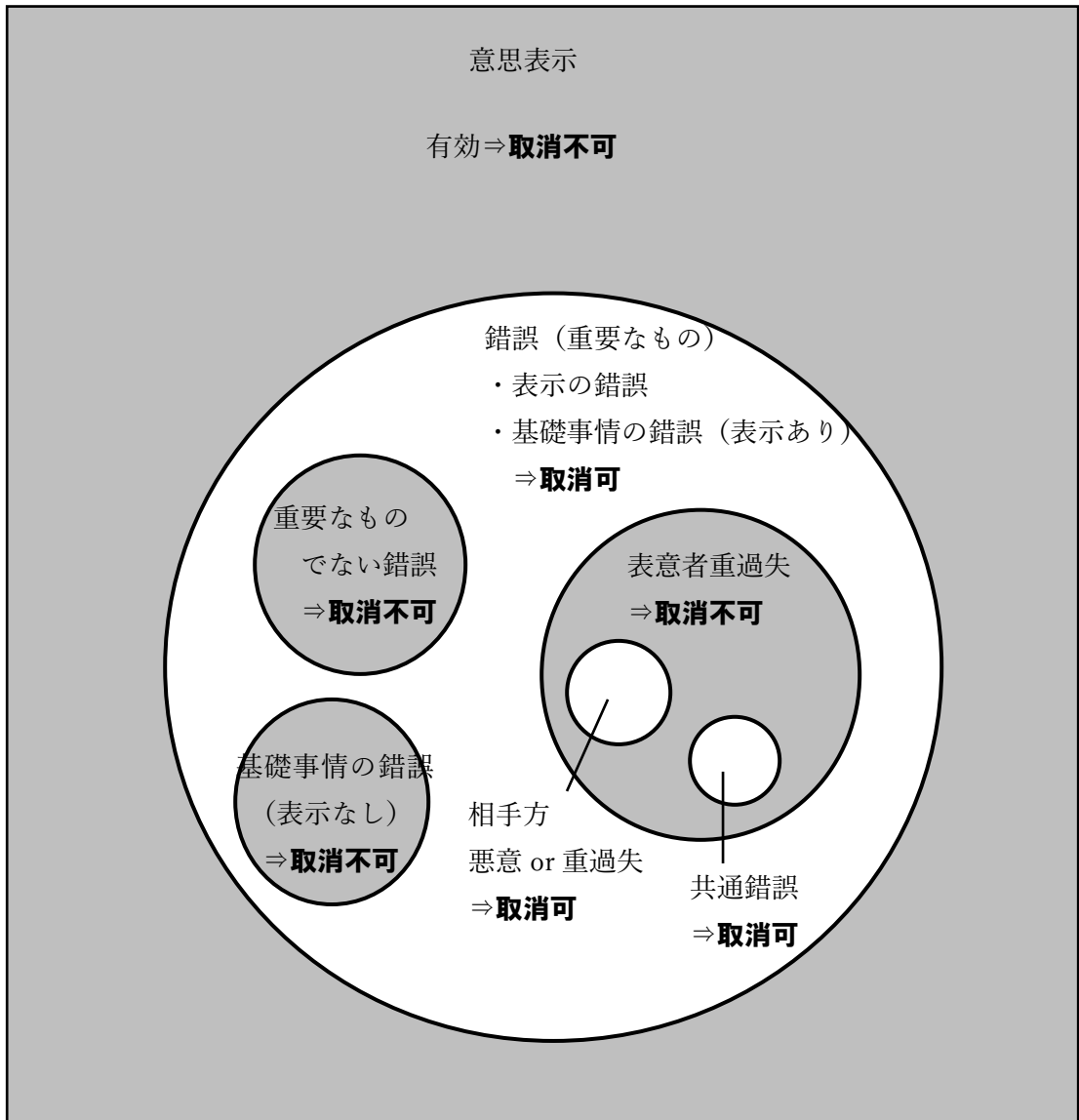
（親族・相続）

・婚姻・離婚 ・実親子・養親子

【錯誤が重要なもの（要素の錯誤）といえるか】

重要なものといえる錯誤	重要なものといえない錯誤
①目的物の同一性に関する錯誤 ②金銭消費貸借契約における借主の同一性に関する錯誤（大判昭 12.4.17） ③主たる債務者の同一性に関する保証人・物上保証人の錯誤（大判昭 9.5.4）	①売主の同一性に関する錯誤（大判昭 4.11.28） ②賃貸人の同一性に関する錯誤（大判昭 3.7.11） ③金銭消費貸借契約における貸主の同一性に関する錯誤

【錯誤取消し（95 条）の主張関係】



【177条の「第三者」】

「第三者」に該当する者	「第三者」に該当しない者
① 二重譲渡の譲受人 ② 差押債権者 ③ 共有者の一人が自己の持分を譲渡した場合における他の共有者 ④ 対抗要件を具備した賃借人	① 背信的悪意者 ② 実体法上の無権利者およびその承継人 ③ 不法行為者 ④ 不法占有者 ⑤ 転々譲渡の後主からみた前主 ⑥ 詐欺又は強迫によって登記申請を妨げた者（不登法5条1項） ⑦ 差押えていない一般債権者

「第三者」＝登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有する第三者

【即時取得の要件】

	該当例	非該当例
目的物が動産	道路運送車両法による登録を受けていない自動車	道路運送車両法による登録を受けている自動車
前主が処分権限のない者	前主が無権利者	前主が所有者であるが、行為能力の制限・錯誤・無権代理などにより後主が権利を取得できない場合
有効な取引行為が存在	① 執行債務者の所有に属さない動産が強制競売に付された場合 ② 質権が設定された場合	① 相続などの包括承継の場合 ② 山林を自己の物と信じて伐採した場合 ③ 遺失物を拾得した場合
取得者が平穩・公然・善意・無過失で占有を始めたこと	現実の引渡し・簡易の引渡し・指図による占有移転の場合	占有改定による場合

【担保物権の通有性】

		留置権	先取特権	質 権	抵当権
通有性	付従性	○	○	○	○
	随伴性	○	○	○	○
	不可分性	○	○	○	○
	物上代位性	×※1	△※2	○	○
効力	優先弁済的効力	×※1	○	○	○
	留置的効力	○	×	○	×
	収益的効力	×	×	△※3	×

※1 通有性は、留置権のみ物上代位性がないことに注意（留置権に物上代位性がないのは、優先弁済的効力がないことの反映です）。

※2 物上代位性は、債務者の総財産を目的とする一般先取特権については問題となりません。

※3 収益的効力は、不動産質権にのみ認められます。

【抵当権侵害の要件】

	不法占有者 (最大判平11.11.24)	占有権原の設定を受けている者 (最判平17.3.10)
客観的要件	抵当不動産の交換価値の実現が妨げられ、抵当権者の優先弁済請求権の行使が困難となること	
主観的要件	不要	占有権原の設定に競売手続を妨害する目的が認められること

【多数当事者 1 人に生じた事由が他に及ぶか】

		不可分 債権	不可分 債務	連帯債権	連帯債務		
絶 ↑ ↓ 相	弁済・代物弁済・供託	絶対効	絶対効	絶対効	絶対効		
	相殺						
	更改	相対効	相対効		相対効		
	混同						
	履行の請求（含・時効完成猶予・更新）	絶対効	相対効	相対効			
	免除	相対効					
	時効の完成						
	原則						

【連帯保証人の絶対効・相対効】

	主債務者に生じた場合	連帯保証人に生じた場合
弁済・供託・代物弁済	絶対効	絶対効
更改・相殺・混同		
履行の請求・免除		相対効
時効の完成猶予・更新		
反対債権の取得	連帯保証人は 履行拒絶できる	主債務者は 履行拒絶できない

商法・会社法

（商法総則）

- ・商号（特に名板貸し）
- ・商業使用人（特に支配人）

（会社法）

- ・設立（特に変態設立事項）
- ・株式（特に種類株式・自己株式）
- ・株主総会（特に決議取消・決議無効の訴えの要件）

【株主総会の決議の瑕疵についての訴え】

	不存在確認の 訴え	無効確認の 訴え	取消しの訴え
事 由	決議の手続的瑕疵が著しく、決議が法律上存在すると認められない場合	決議 内容 の 法令違反	招集 手続 ・決議 方法 の 法令・定款違反 、 または著しく不公正な場合 決議 内容 の 定款違反 特別利害関係人が議決権を行使したため著しく不当な決議がなされた場合
訴 え に よ る べ き か	訴え以外も可（通説）		訴えのみ
裁 量 棄 却	不可		可 （招集 手続 または決議 方法 の 法令・定款違反 の場合で、違反する事実が 重大でなく 、かつ 決議に影響を及ぼさない とき）
提 訴 権 者	誰でも可		株主、取締役、監査役、執行役、清算人のみ
提 訴 期 間	いつでも		決議の日より3か月
請求認容判 決の効力	遡 及 効	もともと 不存在・無効	あり
	対 世 効	あり	

一般知識

- ・政治（特に・国際紛争 ・選挙制度 ・行政改革）
- ・経済（特に・財政政策 ・金融政策 ・FTA・EPA）
- ・社会（特に・介護保険 ・マイナンバーカード）
- ・個人情報保護法（特に ・定義 ・適用除外 ・開示対象）

【選挙制度】

小選挙区制	長所	・選挙人が候補者についてよく知ることができる。 ・選挙費用が少なくて済む。 ・安定政権を成立させやすい。 ・政党の政策が選挙の争点となりやすい。
	短所	・死票が増加し、民意を反映しにくい。 ・選挙干渉や買収などの不正行為が行われやすい。
大選挙区制	長所	・少数党の議席確保が容易になる。 ・死票が少なくなる。
	短所	・小党乱立により、政局の不安定が起こりやすい。 ・選挙費用が多くかかる。
比例代表制	長所	・死票が少なく、民意が正確に反映される。
	短所	・小党分立により、政局の不安定が起こりやすい。 ・選挙人と候補者の結びつきが弱くなりがち。 ・無所属議員の存在が許されない。 ・手続技術が難しい。 ・議会制民主主義を支持しない小政党が議席を獲得した場合、政治的緊張を引き起こすことにつながりやすい。

【衆議院議員選挙と参議院議員選挙の比較】

	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
制 度	小選挙区比例代表並立制	都道府県単位の選挙区制と 全国単位の比例代表制
比例代表	拘束名簿式	非拘束名簿式
重複立候補	○	×
復活当選	○	×

【景気対策のための財政政策・金融政策】

		インフレ対策	デフレ対策
財政政策	歳入アプローチ	増 税	減 税
	歳出アプローチ	公共投資の消極化	公共投資の積極化
金融政策	基準割引率および 基準貸付利率操作	基準割引率および 基準貸付利率の <u>引上げ</u>	基準割引率および 基準貸付利率の <u>引下げ</u>
	公開市場操作	<u>売り</u> オペレーション	<u>買い</u> オペレーション
	支払準備率操作	支払準備率の <u>引上げ</u>	支払準備率の <u>引下げ</u>

【日本の F T A ・ E P A】

2002	シンガポール	2015	オーストラリア
2005	メキシコ	2016	モンゴル、T P P 12（日本は2017）
2006	マレーシア	2018	T P P 11（包括的・先進的 T P P）
2007	チリ、タイ	2019	E U
2008	インドネシア、ブルネイ A S E A N	2020	アメリカ
2009	スイス、ベトナム	2021	イギリス
2011	インド	2022	R C E P（地域的な包括的経済連携） 協定
2012	ペルー		

以上